

岩手県宮古保健所長告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成21年7月14日

宮古保健所長 柳原博樹

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0360290019	訪問看護ステーションほほえみ	宮古市崎鍬ヶ崎第9地割39番地27	医療法人孝仁会	平成21年5月31日